

図 2 5 金銭トラブルにおける警察関与の割合

図 2 5 は金銭トラブル事例のうち解決・未解決の割合であった。62 件中 19 件が解決されていなかった。家族の借金の保証人となったケースなど家庭から離れない限り解決にはならないと回答している教員もあり、深刻な事態にある事例も含まれていた。

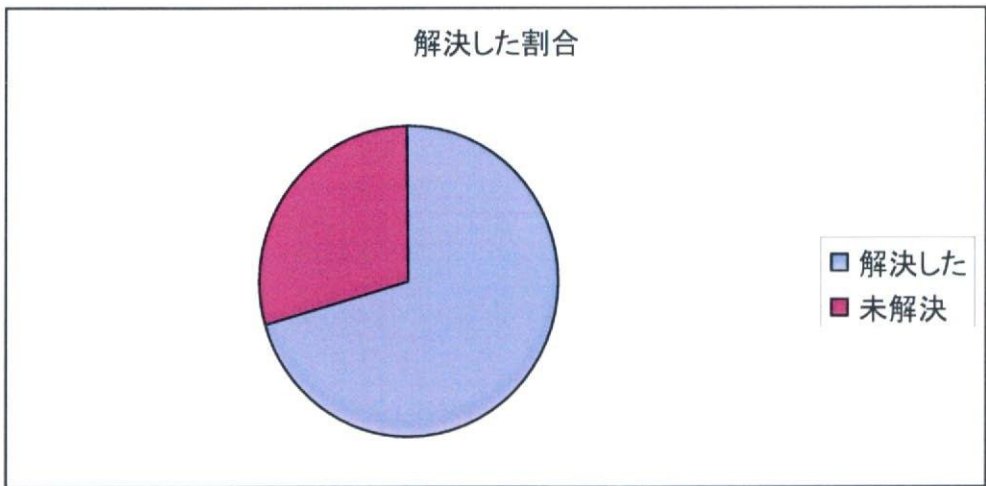


図 2 6 金銭トラブル事例の解決・未解決

図 2 7 は金銭トラブルの解決方法を相談した機関であった。警察 7 件、法律事務所が 4 件、その他加害者、会社、家庭等に相談し解決していることがわかった。

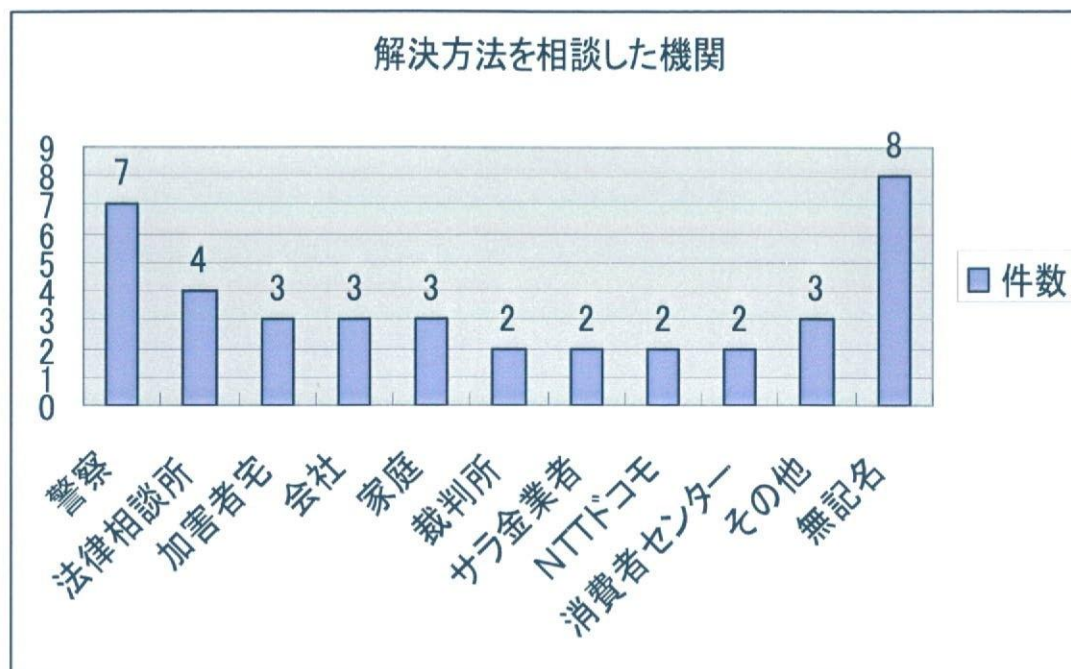


図 2 7 金銭トラブルの解決方法を相談した機関

(2) 具体的な事例から

以下、金銭トラブル事例について、具体的な事例を見てみた。

① サラ金、多重債務

事例；30代男性。企業就労している。保護者が本人の給料を使用。本人はこづかい欲しさに地域の飲食店店主にだまされサラ金から金を借り、ほぼ全額を着服された。本人が親戚、学校の教師と現場、社会福祉協議会へ行き権利擁護事業を利用し本人の給料を管理してもらい、定額を返済にあてることになった。現在は自宅を出て社員寮で生活している。

事例；40代男性。軽度。名前が書けるといふことで名前を書かされ金銭を勝手に借りられる。地域のボランティアさんが発見したことで話しあいをして和解。

② 携帯電話（アダルト系サイト）

事例；20代男性。軽度。携帯電話料金超過(アダルトサイト、出会い系)で毎月3、4万になり、本人と学校時代の担任がNTTドコモに行き相談。使用料金の上限を設定した。

③ 恐喝

事例；職場の先輩に飲みを誘われ行動を共にしたが、実はつけで飲ん

でいて、後日飲み代を請求された。本人はお金が無いと答えたが、先輩にサラ金から金をかりて払えと強く言われた為、サラ金から金を借り支払ったが、しかし、全額支払ったわけではないとし、再度金銭の要求にあう。本人と地域生活コーディネーターが加害者宅に行き話し合いをして和解した。

④保証人

事例；女性。親からサラ金の保証人になるように言われる。本人と学校時代の担任が法律事務所に行き自己破産をして解決。

事例；20代女性。軽度。母親は病気がち。叔父から保証人にさせられる。学校時代の担任と会社の上司と相談。本人が勤務している会社が成年後見となることを福祉施設職員が立会い説明し現在はグループホームで生活している。

（３）解決するための関係機関

こうした事例の解決に関与した関係機関を見ると、警察が解決の関係機関となるのは、主に恐喝事件であった。サラ金などの多重債務では法律事務所、司法書士が相談にのり解決に至っていたことがわかった。また、家族・親戚からの保証人依頼に関する被害事例は、「学校時代の担任が家庭訪問をして話し、成年後見制度などの活用を進めた」結果、解決に至ったとした事例が複数見られていた。携帯電話のアダルトサイトなどは、保護者が直接NTTドコモなどへ言って相談し解決していたことが多かった。

（４）どのように解決の糸口を見つけたか

では、教員はどのように、上記のような解決の糸口を見つけ出していたか、について見てみた。以下にいくつか事例を示した。

事例；携帯電話のアダルトサイトはパソコンのアダルトサイトをブロックするようなシステムの導入を急ぐことが解決につながる。調査に結果、NTTドコモだけがすべての機種でブロックできる。AU、ツーカーなどは一部の機種またはまったくブロックできない状況である。

事例；成年後見制度の保護者への説明が効果的であった。今後、本人たちに対してもこうした法的支援の具体的な学習が必要であると思われる。

（５）学校はどのように関与したか

以下、学校はどのように関与したかについて幾つかの事例を示した。

事例；恐喝のケース

加害者、被害者が同級生というケースもあり、学校時代の担任が話し合いの調整に入るといった報告があった。当事者同士、および家族などが相談をし今後の返済などの約束をする場面などには学校関係者が入るケースが多くあった。

事例；その他の金銭トラブルのケース

被害を発見してから相談機関へ行くまでの初期適応の役割。

実際に相談機関へ本人と一緒にいき、今後の具体的な手続きを進める話し合い（相談）の参加等

（６） 学校教育では何を大切にしたいか？（自由記述から）

以下、学校教育では何を大切にしたいかについて自由記述から幾つかの意見を示した。

- ・ 社会の中で予想されるトラブルについての理解と啓発
- ・ 進路学習、キーパーソンの存在
- ・ ネットワークの構築とライフプランの作成と支援
- ・ 家庭における生活力が弱い場合、十分な支援がないと大きな金銭問題になることが多い、生活支援システムや実際の支援を増やす必要あり
- ・ 機能制限つき携帯電話の啓蒙（料金、通話先など）
- ・ 在学中に、金銭問題に対する教育をしっかりとやる。そして、本人に生活設計をしっかりと考えさせる。さらに生活支援ワーカーなどの関係機関との日常的な緊密な連携を図るようにする
- ・ 他人からお金を要求されたとき、自分だけで解決しようとせず、周りの人（親・教師等）に相談することが大事と生徒に教えていくことが大事。しかし、今回のケースは卒業生で、しかも相談できる相手が身近にいなかった為、よく考えずにサラ金に手をつけてしまった。職業訓練センターの方が、本人の様子の異変に気づいて下さらなかったら、もっと深刻な問題に発展していたと考えられる

（７）金銭トラブルに関するまとめ

以上の結果かから、以下のような傾向が明らかになった。

金銭トラブルの代表的な事例は①サラ金・多重債務②携帯電話（アダルト系サイト）③恐喝④保証人であった。

サラ金問題は、自分の給料内での生活実感を日常的に身につける支援

が大切であろう。遊びのお金がほしいから返済計画もそこそこでサラ金に手をつけ返済に追われまくるというケースが多くあった。学校在学中での指導では実際に給料などを手にしない限り実感としてわからないために卒業後の給料の使い方などの支援も必要となる。また、卒業後すぐには学校の同窓会などを通して生活感覚を身につける学習（生涯学習での取り組み）も今後充実していく必要がある。

また、借用元金と返済金額などビジュアルに伝えて行かない限り「エンショップ」などとテレビコマーシャルをしている現代においては手やすく利用してしまい、後にトラブルとなるケースが今後も増えるであろう。

携帯電話のトラブルも若い年齢では多くあった。アダルト系サイトへのアクセスの問題は上記4で記述したとおりに今後は業界を通してすべての機種にブロックができる機能を備えていく準備が必要となる。社会全体的な問題と発展している現実がある。

恐喝に関しては、在学時代からの友人関係卒業後も続いているケースがあった。多くの学校では在学時代事件があれば生活指導を徹底的に行っているが、その後の関わりにも注意していくことをこの調査では警告している。

保証人に関するトラブルは、地域での支援が必要となる。家族がサラ金から借金をしてその保証人となってしまうケースは金銭トラブルの虐待であるからだ。このような場合には、地域のグループホームに入り指導員に金銭管理をしっかりとしてもらうなど自らを守るシェルターの存在も大きい。

消費者トラブルと比べると自己破産が1件のみであった。また成年後見制度の活用をトラブルの後に行ったという報告はない。前記した内容であるが、広く関係者に対して事実をストレート伝えること。成年後見制度の広報、活用などでより安全な安心できる地域生活を支援する必要がある。

3) 消費トラブルに関する事例をめぐって

消費トラブルに関する事例は31件。29件は被害、2件はどちらとも言えないという回答であった。

(1) 事例の内容

消費トラブルのうち、被害として出された事例は以下の通りである（リポーターもいるので、事例と件数は一致しない）。

図28はトラブルの種類を示したものである。トラブルの種類として

は、デート商法、訪問販売、キャッチセールス、マルチ商法などがあげられ、中でもデート商法の被害が全29件中11件と3分の以上の多数であることがわかった。

その他の被害としては悪徳商法5件、携帯電話での被害、新聞の勧誘、クレジットカードでの被害が各1件ずつとなっていた。

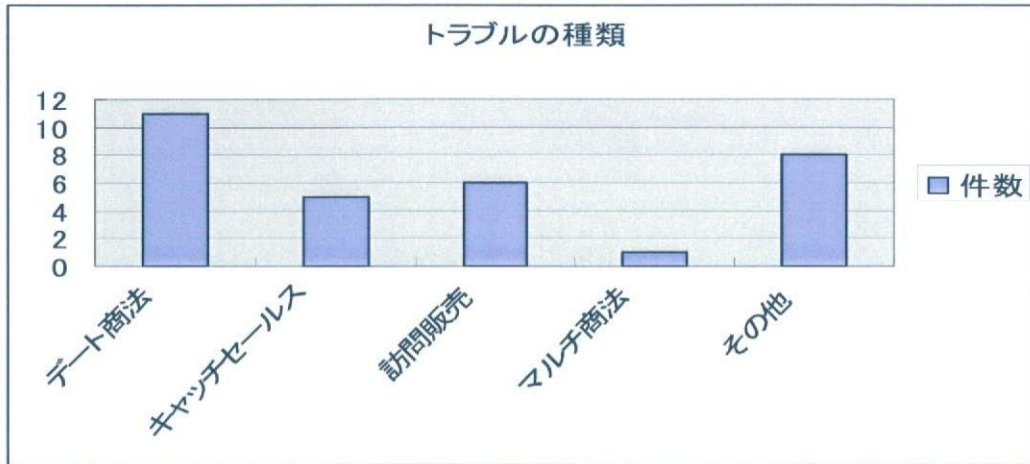


図28 消費トラブルの種類

表3は消費トラブルにあった被害時の年齢を示したものである。主に、卒業後の年齢で被害にあっていたことがわかった。

表3 年齢と消費トラブルの種類

年齢・種類	デート商法	キャッチ商法	訪問販売	その他
19～24才	8	3	2	8
25～29才	1	1		
30～34才			1	
35～39才				
40～才				1
空白	2	1	3	

図29はデート商法被害の男女比率であった。デート商法は、年齢が若い卒業生が多かった。男女の比率は、男性が19名、女性が12名で男性の比率が高くなっていた。

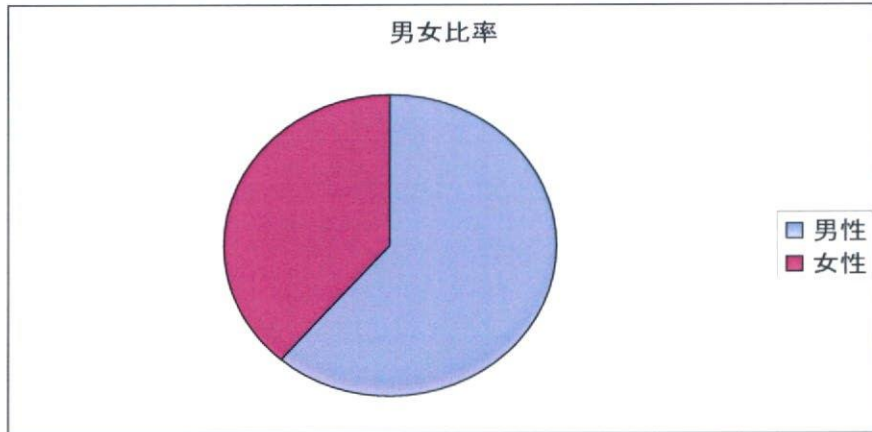


図29 デート商法被害の男女比率

図30はデート商法被害でのリピーターの割合についての図である。デート商法被害では、その約3分の1は、複数回の被害に遭っていた。

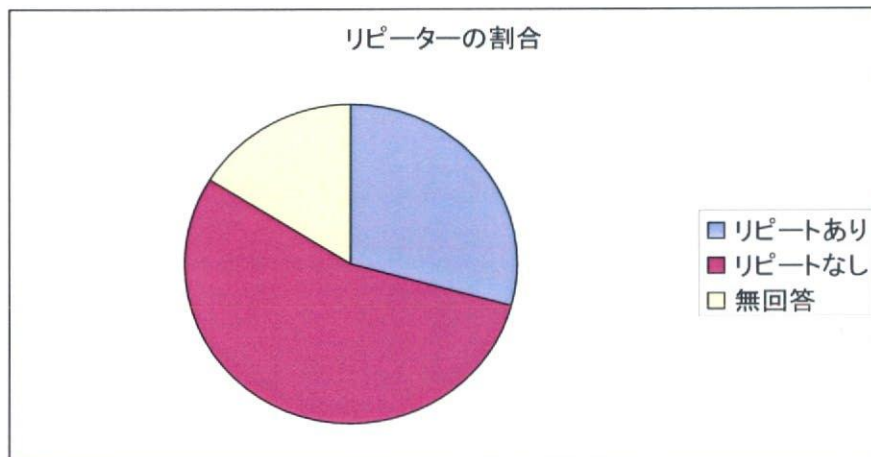


図30 デート商法被害でのリピーターの割合

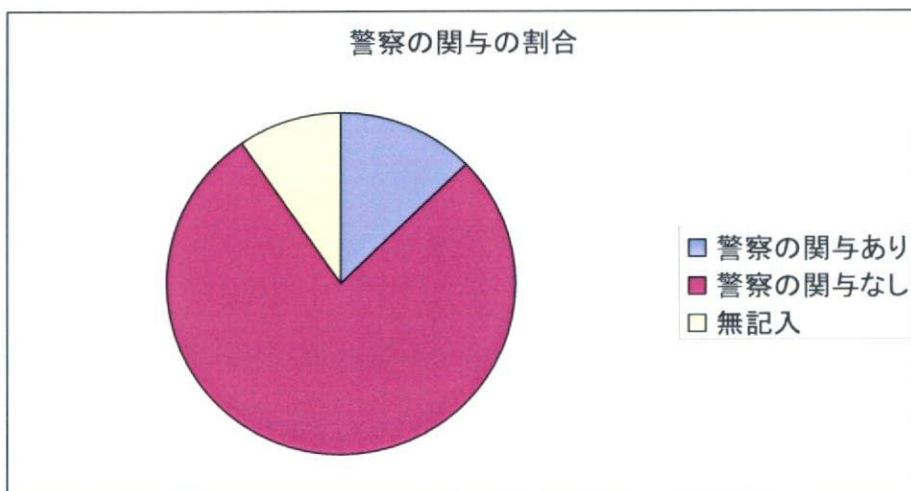


図31 デート商法被害での警察関与の割合

図3-1はデット商法被害についての警察が関与した割合である。警察が関与したのは4件だけである。主な相談機関は消費者センターなどである。

図3-2はデット商法被害の解決した割合である。解決事例は32件中24件であった。未解決のケースは32件中8件であり、その内容は、毎月支払いを続けているケースが6件、自己破産が1件、未記入が2件となっていた。

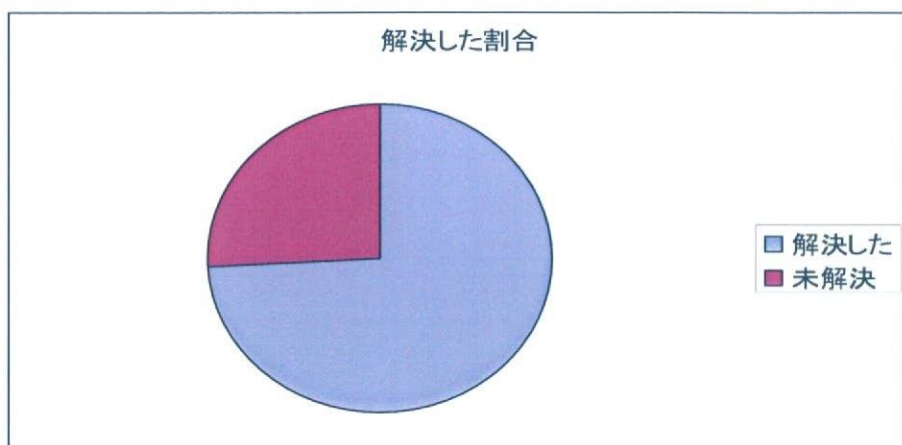


図3-2 デット商法被害の解決した割合

図3-3はデット商法の被害の解決方法について相談した機関の内訳である。消費者センターが16件と最も多くなっており、以下法律事務所5件、生活支援センター、社会福祉協議会が各2件である。デット商法被害については消費生活センターを相談窓口としている者が多いことがわかった。

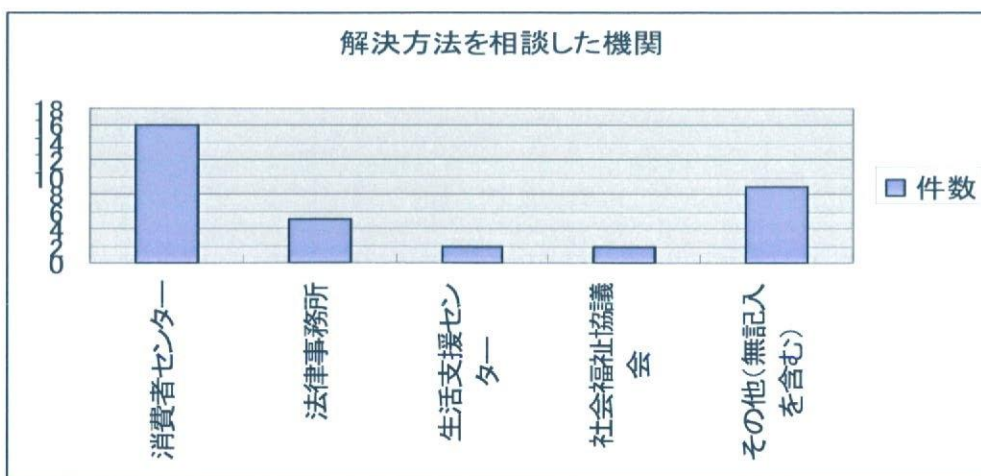


図3-3 デット商法被害の解決方法を相談した機関

(2) 具体的な事例から
以下、消費トラブルの事例を示した。

① デート商法

事例：20代女性、手帳所持、軽度。企業で就労している。デート商法で高額な宝石を購入させられる。本人が職安に相談に行き職安から学校、消費者センターなどに連絡をして「弁償金」を支払って和解し解決した。

事例；20代男性、手帳所持、軽度。企業で就労している。デート商法で絵画、宝石、礼服、家電製品を購入させられた。職場から学校に連絡があり本人と教員と生活支援ワーカー3人で消費者センターと弁護士事務所に行き法的に自己破産をし和解した。

② キャッチセールス

事例；20代女性、手帳所持、軽度。企業で就労している。デート商法・キャッチセールスで宝石、会員権等を購入し総額700万円の債務を負った。職場と家庭からの訴えで学校が知り本人と職場の上司と学校の教員とで法律事務所と消費者センターへいき自己破産をして和解した。

事例；20代男性、手帳所持軽度、リピーターで3回目。企業就労している。当選はがきによる勧誘から始まり販売員からの強制的な署名、捺印、契約は数社におよび総額300万以上となった。学校の教員と消費者センター、無料法律相談所に行き解約に向けて相談している最中であった。

③ 訪問販売

事例；30代女性。結婚をしている。初めての経験である。手帳所持、軽度。学校時代の担任が休みの日にアフターケアを兼ねて様子を見に行き世間話をしているときに本人から「働きたい」という訴えがあり発見。布団を購入させられていた。本人はどうすればいいか悩んでいた。本人と進路指導主任と親と生活支援センターへ行き業者と和解。

事例；20代女性。手帳所持。軽度。企業に就労している。一人暮らしをしている。高額な浄水器を訪問販売で購入させられる。訪問員は本人が知的障害者と知っていながら強引に販売する。上司と消費者センターへ行きクーリングオフをし和解した。

(3) 解決するための関係機関

消費者センターに相談している事例が15件であった。また、債務が多額になると法律事務所(無料法律相談所)に相談に行く事例もあった。警察関係の関与は非常に少ないことがわかった。

(4) どのように解決の糸口を見つけるか

解決するための手順は相談できる相手(職場の上司、学校時代の教員等)と消費者センター、法律相談所に行き業者と交渉し、支払いを中止する、という方法が多くあげられている。

(5) 学校がどのように関与したか

学校時代の担任が本人といっしょに消費者センターなどへ行き相談し手続きをしていることが多い。また、消費者センターのみでなく、地域生活支援センターおよび裁判所などもあった。いっしょに相談する場所に行き、今後の具体的な相談を一緒に考えるというケースが目立った。

(6) 記入者は何を大切にしたいか?(自由記述から)

- ・生活単元学習等でいろいろな事例を解りやすく説明し、困ったときにどうしたら又誰に相談するかを具体的に指導していく
- ・地域の関係機関とのネットワークの充実。地域住民の支援
- ・起こしやすいトラブルについて体系的に対処していく
- ・予想される問題として在学中は指導しているが卒業後はなかなかアフターケアにも限界があると思う企業の担当者と連携して早期に発見し防止に努めたい、本人も相談できる人を見つけたい
- ・何かあったら話すことの出来る雰囲気のある家庭、親子間関係が形成できない親なので地域のキーパーソンが必要だと思う、学校では消費者センターの見学やビデオでの視聴やロールプレイングによる疑似体験学習など行ったがなかなかしみこまずトラブルを繰り返している状況である
- ・在学中に悪徳商法に引っかからないための学習はしているが卒業後数年たつと忘れてしまうこともある、卒業後この件について学習会を持つなどの必要性を感じる
- ・必要に応じて成年後見制度の紹介を保護者にする

(7) 消費トラブルに関するまとめ

消費トラブルはデパート商法、キャッチセールス、訪問販売などが代表的なトラブルであった。解決過程に警察が関与した事例は4/32件であった。消費トラブルの場合には、特に警察が入ることでスムーズに解決できたということでもなく相談場所ということであった。

直接に消費トラブルにあった事態に遭遇した事例は少なかった。ほとんどの場合には、本人から支援者に相談があり関係する専門機関に相談に行くというプロセスであった。自己破産をしたケースは3件であった。家庭裁判所へ行き成年後見制度を活用して補助となったケースは1件のみであった。

消費者トラブルでは、何度も繰り返し被害者となっているケースでは成年後見制度を最大限に活用する方が、自己破産するよりも社会生活を営む上で有利であることを広く当事者、家族、支援など関係者に知らせていくことが大切であると思われた。悪質商法における「契約」はそもそも契約自体が無効であり消費者センターも近年積極的に相談に乗ってくれていることが多い。

学校関係者がこれからの学校の教育課程上で大切にしたいという調査項目では、消費者学習、進路学習などがあげられていた。研究調査班としては、消費トラブルの事実を知らせ高等部など直接社会と接点のある学校関係者に消費者被害の実態をストレートに伝えていかなければいけないと思われた。

4) 消費トラブル・金銭トラブルの解決法とその問題点

(1) はじめに

訪問販売やデパート商法、キャッチセールス等の消費者被害、サラ金からの借入や保証人にされるなどの金銭トラブルの被害について、主な解決方法として挙げられるのが、自己破産を初めとする債務整理やクーリング・オフ等である。しかし解決方法の選び方によっては、本人のためにならないことも多く、それぞれに問題点が存する。また、そもそも、知的障害のある人の結んだ契約が有効かどうかもこうした被害を解決する上で重要となってくる。以下でその問題点及び手続の利用について考察していく。

(2) 意思能力

契約をした本人に意思能力が無い場合には、その契約は無効となる。この場合の意思能力とはたとえば、自分の行為の効果や結果を正しく認識した上で、これに基づいて正しく意思決定する精神能力のことである。

人に勧められるままに自分の名前を書いたが、それが契約であるということも、その結果多額の負債を自分が負うことを全く理解していなかった場合などが考えられる。この場合、契約は無効となるが、意思能力の有無は、本人の年齢・生活状況・契約締結の経緯・動機・契約の相手方・契約内容の合理性とその理解の容易性などにより判断することとなる。

(3) 債務整理

消費者被害や金銭トラブルの被害に遭い、知的障害のある人が多額の債務を負ってしまうことがある。その事後の解決方法として考えられるものの一つに債務整理がある。

債務整理は大きく分けて4つの手続があるが、以下それぞれの手続に関しその手続や効果をみていくことにする。

①任意整理

任意整理とその効果

金利の高い消費者金融からの借入について、それまで決められていた高い金利を法定利息という低い金利で計算しなおして、消費者金融と返済の総額や返済期間、方法などについて和解交渉をするもの。これにより、返済総額が少なくなったり、無理のない金額で返済できるようになる。

任意整理の長所

- ・債権者ごとの手続であるため、金利の高い債権者についてだけ任意整理の手続をすることも可能。
- ・高金利で借りたものを利息制限法規定の利率により計算しなおすため、大半の場合は債務額が減少します。長期間弁済し続けていた場合には、過払い金が発生している可能性もあり、払いすぎたお金が戻ってくる可能性もある。
- ・所有する財産を処分する必要がないため、不動産などを手放さず、債務を減少させる効果がある。
- ・裁判所を通さないため、万が一弁済出来なくなった場合でも、すぐに強制執行（裁判所が関与した取立て）をされることがない。

任意整理の短所

- ・債務整理を始めたことで、貸金業界のブラックリストに載る可能性があり、5～7年間クレジットカードが作れない、お金が借りられないという可能性がある。
- ・本人、家族、支援者等一般の人が交渉をすることも不可能ではないが、本人が取り立てを受けながらの交渉は実際には難しく、専門家を間に入れることになり費用がかかる。

- ・自己破産や個人民事再生の手続きとは異なり元本（借りたお金自体）をカットすることは難しい。

任意整理を選択するときの留意点

- ・ 専門家を関与させれば比較的簡単な手続であるが、債務額を縮小する効果は期待できるが、少なくとも借りたお金自体は全額返済することになるので、継続的に収入が見込める場合でなければ、この手続を選択すべきではない。
- ・ お金を借りたことについて本人に非があるなど、返済することが今後の本人の為によいという場合に、考えてみるべき手続である。

② 特定調停

特定調停は、比較的手続が簡単であるため、代理人を立てずに本人が手続をすることが出来ることが特徴である。特定調停は簡易裁判所に申立てをし、債務者と各債権者が調停委員という裁判官ではない民間人を交えて弁済額や支払方法・時期などを話し合い、調停案に双方が合意した場合には調書が作成され手続が終了する。債務者はその調停調書にもとづいて弁済を続ける。しかし、知的障害がある本人が手続をすることは難しいと考えられ、効果は上記の任意整理とほぼ同じであるためこの手続を選択することは、実際にはないと思われる。

③ 個人民事再生

個人民事再生とその効果

個人民事再生は、支払不能に陥る恐れがあるが、定期的収入のある債務者について、弁済計画を作成し裁判所の許可をもらい、約5分の1まで縮減した債務額を、3年から5年で返済していくもの。

個人民事再生には、「小規模個人再生」と「給与所得者等再生」がある。

○「小規模個人再生」

継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、住宅ローン以外の債務が5000万円以下の方が対象。債務者が作成した再生計画案につき、債権者の過半数以上の消極的同意（反対の意思表示をしないということ）を必要とし、裁判所が認可した再生計画に基づき、減免後の返済額を原則3年間（理由があれば最高5年間までの期間が可能）で返済していく。

○「給与所得者再生」

給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みのある者でかつその変動の幅が小さいと見込まれる人が対象です。債務の額が5000万円以下の人であることは、小規模個人再生と同様。給与所得者再生の場合は、再生計画案について債権者の同意を必要としないが、以前に自己破産して免責（借金をゼロにしてもらうこと）などをうけてから7年を経過していないことが認可の要件となっている。

個人民事再生の長所

- ・住宅ローンを組んでマイホームを購入している場合、認可が受けられれば住宅を手放すことなく、そのほかの債務の減免が受けられる。
- ・自己破産と異なり、資格制限などがない。
- ・多重債務となった原因を問わないため、ギャンブルや浪費等の自己破産における免責不許可事由にあたるものであっても、個人民事再生の手続は可能。
- ・将来利息がつかない債務の分割弁済が可能。

個人民事再生の短所

- ・貸金業界のブラックリストに載り、5～7年間クレジットカードが作れない、お金が借りられない。
- ・手続が複雑であるため、専門家に依頼する必要がある、費用がかかる。
- ・個人民事再生の申立てをしてから認可決定まで半年以上、その後3～5年間の弁済と長期間にわたり弁済をするため、継続的に収入が見込める方でなければ難しい手続である。

個人民事再生を選択する場合の留意点

- ・仕事が安定していて、3～5年の長期にわたり返済することが可能であるかどうか考える必要がある。
- ・お金を借りたことについて本人に非があるなど、返済することが今後の本人の為によいという場合に、考えてみるべき手続である。
- ・本人が住宅ローンを支払っていて、家を手放したくないというときに利用しやすい手続であるが、住宅ローンを含めた月々の支払額は相当余裕がないと返済し続けることができず、結局自己破産ということになりかねないため、注意を要する。

④ 自己破産

自己破産とその効果

債務者が債務を弁済するだけの財産を持たず、また弁済するだけ

の収入をこれから先入手する見込みが無いために、自己が負った債務の弁済が不可能な状況となったときには自己破産をすることができる。

自己破産の手続により、債務者の有する全ての財産を換価し債権者が平等に配当を受ける事になる。但し、生活に必要なものは換価される財産からは除かれるため、特に高額な金品等を有しない場合は、日々使用している物まで取り上げられることはない。また、本人が財産を有しない場合には換価手続が行われず、簡易な手続で債務の免責を受けることが可能である。しかし、本人が預金等の財産を有する場合、相続等により不動産を所有している場合などは、これらの財産が債権者への配当に回されることになる。

自己破産の長所

- ・配当手続の後に債務が残っている場合、例外を除いては免責決定がされ、残債務についての責任が免除されることになる。免責が不許可となる事由は、前回の自己破産から7年経過していないことや、債務がギャンブル等の遊興費により生じたこと等である。しかし、殆どの場合において免責の許可がなされるため、それにより残債務の支払をする必要がなくなる。その意味で自己破産は新たなスタートを切るための第一歩となりうる。
- ・破産開始決定後に新たに本人が得た収入や財産は、全て本人の自由に使用できる財産となる。
- ・弁護士、司法書士等に自己破産の手続を依頼した場合には、受任した弁護士、司法書士が債権者に対し受任通知を送付することで、債権者の本人に対する取立て行為を禁止する効果がある。そのため、取立ての電話や、業者の訪問などでつらい思いをしていた、本人や家族にとっては、平穏な暮らしを取戻すことができるという長所がある。

自己破産に対する誤解

- ・会社を辞めさせられることはない。
- ・選挙権を奪われることはない。
- ・破産の公告は官報に掲載されるが、官報を一般人が目にすることは殆どないため、周囲の人に知られることはまずない。
- ・市区町村役場のリストには掲載されるが、第三者は閲覧不可であるため当該リストにより破産の事実を知られることはない。
- ・住居の賃貸借契約の解除理由とならない。
- ・国内、海外旅行等に行くことは制限されない。

自己破産の短所

- ・弁護士等の専門家に自己破産の依頼をした場合には、報酬支払義務が発生する。
- ・弁護士に自己破産を依頼した場合には本人は裁判所に出頭する必

要はなく、司法書士であっても1度か2度、裁判所に出頭するだけである。それ以外に本人の側で行うのは必要書類をそろえることだけであるから、本人は自己破産の重大性を学習することが難しいため、再度の債務超過に陥る可能性がある。

- ・金融業者のブラックリストに載るため、5～7年間はクレジットカードを作ったり、銀行やサラ金等からの借り入れができなくなる。
- ・気をつけなければならないのは、ヤミ金業者等の勧誘である。銀行やサラ金等から借入ができないため、高金利の金融業者が借入の勧誘をしてくることもある。

自己破産を選択する場合の留意点

- ・まず、クーリング・オフや契約の取消し、無効等を主張できないかどうか、検討する。
- ・クーリング・オフや契約の取消し等が選択できない場合であっても、債務を整理する方法は自己破産以外にも存在するので、どの手段が本人の為になるのかよく検討して結論を出す。
- ・再発を防止するため、自己破産することの重大さを本人に認識させる。借り入れた金銭を無為に費消しているなど本人にも非があり、弁済能力がある場合には、任意整理や特定調停、個人再生などの債務整理により、債務の弁済をすることも検討する。
- ・お金の使い方を指導し、収入と支出のバランスがとれた生活をするように努力、改善させ、周囲でそれを見守る。
- ・悪徳業者などの勧誘を断ち切るため周囲が協力する。

- ⑤ 以上4つの債務整理の方法を見てきたが、どの方法を選択するかは弁護士・司法書士などの専門家に相談し、まず債務の状況を確認したほうが良いと思われる。各自治体での無料法律相談のほか、各地の弁護士会、司法書士会、財団法人法律扶助協会でも無料相談の窓口を設けていることも多いため、そのような機関を活用することも考えられる。

(4) クーリング・オフ、契約取消し

① クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘販売等により商品の購入を契約、役務提供の契約をした場合、一定期間内であれば、理由を問わず、消費者側からの一方的な解除通知により契約を解除することが出来る制度である。

② クーリング・オフの長所

- ・クーリング・オフの期間内であれば、ほぼ無条件で契約を解除

することが出来る。

- ・簡単な手続で契約解除できる。
- ・契約解除の理由を問わず相手方に説明する必要もないため、合理的な理由がない場合でも契約解除をすることができる。
- ・商品が既に引き渡されていても契約を解除することができる。
- ・商品を既に使用し始めていても、契約解除することができる。(但し化粧品、健康食品等例外商品はある。)

③ クーリング・オフの短所

- ・クーリング・オフが可能な期間が契約書面交付の日から8日間である取引が殆どであるため、周囲が契約に気づいた時には既に期間を経過していることが多い。
- ・クーリング・オフが適用される商品・販売形態であるかどうかを見極めるのが難しい。

④ 留意点

- ・クーリング・オフの期間を過ぎていても、法定の契約書面の交付されていない、書面に不備がある等により当該制度が利用できる可能性があるため、十分に検討する必要がある。

⑤ その他の対応策

- ・上記に該当する商品以外であっても、業者側が不実告知したことによる誤認、不利益な事実を告知しなかったことによる誤認、訪問販売などで販売員が家に居座り勧誘を続けたことによりやむなく契約をした場合などには、消費者契約法により契約を取り消すことが可能である。
- ・エステの契約、語学の会話の契約等は、クーリング・オフ期間経過後も手数料を支払えば中途解約をすることが可能である。
- ・民法の規定による錯誤無効、詐欺や脅迫により契約締結した場合の取消なども主張可能な場合があるので、検討する必要がある。
- ・自己の行う契約についての内容を理解するだけの精神能力がない(意思能力が無い)と認められる場合には契約は無効となるため、障害があることを理由として契約の無効を主張することができる場合があり、あきらめないことが重要である。

(5) 成年後見制度の活用

ここまで消費トラブルが実際発生した後の解決方法の問題点をみてきたが、その他に事前取りうる対応策として成年後見制度が挙げら

れる。

① 制度とその効果

成年後見制度には、大きく分けて法定後見と任意後見の制度がある。ここでは、消費トラブルの対応策として法定後見の利用方法について考えることにする。法定後見は、本人保護の必要性の度合いにより、補助、保佐、後見の3類型に分けられる。家庭裁判所の審判があると、本人に補助人、保佐人、後見人のいずれかが選任される。それらの者は補助人を除き本人自身が行った契約等の法律行為について同意権及び取消権を持つ(補助人についても、申立て時に併せて申立てをすれば取消権が付与される。)。本人がそれらの者の同意無く単独で行った行為は、取消し可能な行為となる。

後見：殆ど自分で物事を判断することが出来ない場合。成年後見人が選任される。成年後見人はほぼ全ての法律行為の代理をしたり、本人の行った行為を必要に応じて取り消すことができる。

保佐：判断能力が著しく不十分な場合。保佐人が選任される。保佐人は被保佐人となった本人の行う重要な法律行為について同意したり、同意を得ずに本人が単独で行った行為を取り消したりすることができる。申立て時に決めたときは特定の法律行為につき本人を代理することも可能である。

補助：判断能力が不十分な場合。補助人が選任される。補助人は申立て時に選択した重要な法律行為について、被補助人となった本人が行う場合に同意を与えたり、同意を得ずに本人が単独で行った行為を取り消したりすることができる。申立て時に選択した特定の法律行為について本人を代理することも可能である。

② 成年後見に関する誤解

- ・補助人、保佐人、後見人の同意のない法律行為は取消し可能な法律行為となるが、取り消されるまでは一応有効な行為となるので、取り消しの意思表示をしなければ取消しという効果は発生しない。
- ・3類型ごとそれぞれに、取消し可能な行為が異なるが、一番保護の度合いが高い後見であっても、日用品の購入については本人自身が単独ですることができ、取り消すことは出来ない。
- ・結婚等の身分行為については後見人等の同意は不要である。

③ 長所

- ・クーリング・オフ等の期間と関係なく、取消権を行使することが可能である。

- ・3 類型あるため、本人の障害に応じて選択することが可能である。
- ・一番保護の程度が高い後見以外は、同意権・取消権・代理権の有無やその内容を個別に決めることが出来る（申立て時にあらかじめ決めておいた内容となる）ため、本人の必要な範囲で保護することができる。
- ・取消権のある法律行為については、改めて診断書等を取得して本人の能力について立証する必要がない。

④ 短所

- ・家庭裁判所に後見の申立てをしてから審判がされるまで、時間がかかる。
- ・本人保護の程度が一番高い「後見」の審判がされると、選挙権が無くなる。
- ・職業後見人の人数が少なく、後見人の職務である財産管理と身上配慮の双方についての知識を持つ人材が少ない。
- ・職業後見人が選任されると報酬を支払わなければならない。

⑤ その他の留意点

- ・成年後見の制度は本人の権利を擁護するためのものであり侵害するものではない。
本人の能力の不十分なところを補うことを目的としているので、上記3 類型のうちから本人にあったものを申立てする。
- ・以前に消費トラブルや金銭トラブルに巻き込まれた経験がある場合や、職場の状況、本人の性格等を考慮し、対応策として成年後見制度の活用を考えることも必要である。
- ・本人が消費トラブルに巻き込まれた場合に、親族が後見人である場合には後見人自身がどのように対処したら良いのかわからない事が多く、結局第三者に依頼をすることになる可能性が高いため、後見人を親族にするか法律家等職業後見人にするか検討すべきである。

V 全体のまとめ

— 学校教育における社会的トラブルへの対応及び支援の可能性について —

1. 学校教育におけるトラブル対応の実際

養護学校における社会的トラブルの多くは、児童・生徒が地域生活に触れ合う場面の中で、起こる。具体的には、それは、登下校時であり、外出時

等の地域生活の中で起こる。こうしたトラブルへの対応は、学校教育における分掌組織の上から、おもに生活指導部と学級担任が対応することになる。

(1) 登下校時におけるトラブルへの対応

登下校時におけるトラブルの多くは、迷子とパニック等による他傷・自傷、窃盗等である。特に、迷子については、都市部における養護学校において、公共交通機関を利用しての一人通学等を実施している場合に多く見られる。寄宿舎及びスクールバス等による送迎がある場合は、当然こうしたトラブルに出会うことは少ない。

迷子になる場合は、交通機関の乗り換え等において、通常の通学手順を間違えた場合におこりやすい。また、他傷及び自傷については、通学途上で、事故等による交通機関の渋滞であるとか、他の乗客との接触等による通常と異なる状況が発生した場合に起こりやすい。環境の変化に対応しづらい児童・生徒にとっては、見通しがもてない状況に、大きな不安をおぼえるからである。さらには、通学路の途中に並ぶ商店の店頭から、商品を持ち帰ったり、手にとって食べてしまうなどのトラブルを起こすこともある。これらは、犯罪意識が伴うものではなく、ましてや魔がさしてというものでもない。他人の所有物には手を出さないという社会性が学習できれば自然と消えていくものである。

これらのトラブルへの対応には、校内の生活指導部を中心に学級担任と保護者が対応することになる。通学時における迷子等については、多くの養護学校において一人通学に向けての段階を踏んだ指導がなされており、迷子とわかった時点での初期対応が重要となる。迷子・他傷等の予想される事態は、すでに一人通学の練習段階から指摘されていることが多く、通学時の課題と思われる場所やポイントが、個々の生徒に依じての通過目標となる。そして、この予想される事態は、トラブルが発生した際の捜索及び保護の仕方に影響を与える。各学校は、過去の経験知から、捜索方法はマニュアル化されている場合が多い。また、店頭の商品等を持ち帰った場合などは、保護者ととともに該当店舗への謝罪となる。こうしたトラブルを繰り返しながら社会性を身につけていくわけであるが、学校の買い物学習等の授業等で積極的に指導をしていくことも大切である。PTAでは、近隣の商店街にあいさつ回りをし、児童・生徒への理解を深めてもらう努力をしているところも多い。

(2) 地域生活におけるトラブルへの対応

地域生活におけるトラブルには、外出時における迷子等も見られるが、思春期・青年期におけるストーカー行為や携帯電話等による消費者被害等のトラブルが多い。社会参加の機会が多くなるほどトラブルへの遭遇も多くなる。今回の調査の中でも、深刻な状況を抱えているケースが多く